

見附市告示第 6 7 号

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市緊急通報相談体制整備事業実施要綱（平成 2 2 年見附市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書を削る。

第 9 条中「第 2 号様式」を「第 3 号様式」に改める。

第 1 0 条中「第 3 号様式」を「第 4 号様式」に改める。

第 1 号様式中「世帯の課税状況等」を「世帯状況」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。